

平成 28 年 度

名古屋 市 各 会 計 予 算

目 次

(一般会計)

平成28年第 1 号議案	平成28年度名古屋市一般会計予算	1頁
--------------	------------------------	----

(特別会計)

平成28年第 2 号議案	平成28年度名古屋市国民健康保険特別会計予算	17頁
平成28年第 3 号議案	平成28年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算	19頁
平成28年第 4 号議案	平成28年度名古屋市介護保険特別会計予算	21頁
平成28年第 5 号議案	平成28年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計 予算	25頁
平成28年第 6 号議案	平成28年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算	27頁
平成28年第 7 号議案	平成28年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計予算 ..	31頁
平成28年第 8 号議案	平成28年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算	33頁
平成28年第 9 号議案	平成28年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算	37頁
平成28年第10号議案	平成28年度名古屋市基金特別会計予算	41頁
平成28年第11号議案	平成28年度名古屋市用地先行取得特別会計予算	47頁
平成28年第12号議案	平成28年度名古屋市公債特別会計予算	51頁

(公営企業会計)

平成28年第13号議案	平成28年度名古屋市病院事業会計予算	55頁
平成28年第14号議案	平成28年度名古屋市水道事業会計予算	61頁
平成28年第15号議案	平成28年度名古屋市工業用水道事業会計予算	65頁
平成28年第16号議案	平成28年度名古屋市下水道事業会計予算	69頁
平成28年第17号議案	平成28年度名古屋市自動車運送事業会計予算	73頁
平成28年第18号議案	平成28年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算	77頁

一 般 会 計

平成 28 年度名古屋市一般会計予算

平成 28 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,085,601,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、160,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成28年2月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		506,481,000
	1 市 民 税	223,380,000
	2 固 定 資 産 税	202,852,000
	3 軽 自 動 車 税	2,210,000
	4 市 た ば こ 税	17,951,000
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	6 事 業 所 税	15,848,000
	7 都 市 計 画 税	44,239,000
2 地 方 譲 与 税		6,171,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,450,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,128,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	522,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	69,000
3 県 税 交 付 金		67,453,000
	1 利 子 割 交 付 金	373,000
	2 配 当 割 交 付 金	4,020,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,270,000
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	45,205,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	78,000
	6 自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,198,000
	7 軽 油 引 取 税 交 付 金	13,309,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		7,000
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	7,000

款	項	金 額 千円
5 地 方 特 例 交 付 金		1,260,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,260,000
6 地 方 交 付 税		5,000,000
	1 地 方 交 付 税	5,000,000
7 交通安全対策特別交付金		1,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	1,000,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		46,984,838
	1 使 用 料	35,331,111
	2 手 数 料	6,696,150
	3 診 療 収 入	2,797,549
	4 介 護 収 入	1,446,811
	5 支 援 収 入	713,217
9 国 庫 支 出 金		183,832,347
	1 負 担 金	142,869,372
	2 補 助 金	40,277,929
	3 委 託 金	685,046
10 県 支 出 金		52,567,823
	1 負 担 金	35,539,893
	2 補 助 金	12,774,618
	3 委 託 金	4,253,312
11 財 産 収 入		7,032,821
	1 財 産 運 用 収 入	1,816,695
	2 財 産 売 払 収 入	5,216,126
12 寄 附 金		321,754
	1 寄 附 金	321,754
13 繰 入 金		9,996,882
	1 他 会 計 繰 入 金	9,996,882

款	項	金 額 千円
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		129,386,534
	1 延滞金、加算金及び過料	405,502
	2 預 金 利 子	20,382
	3 他会計貸付金元利収入	2,345,534
	4 貸 付 金 元 利 収 入	92,525,193
	5 受 託 事 業 収 入	745,110
	6 収 益 事 業 収 入	11,361,606
	7 雑 入	21,983,207
16 市 債		68,106,000
	1 市 債	68,106,000
歳 入 合 計		1,085,601,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		2,498,320
	1 議 会 費	2,498,320
2 総 務 費		43,558,788
	1 総 務 管 理 費	19,887,813
	2 財 務 管 理 費	6,833,285
	3 選 挙 費	901,269
	4 統 計 調 査 費	309,899
	5 徴 税 費	14,342,808
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,283,714
3 健 康 福 祉 費		323,063,233
	1 社 会 福 祉 費	96,052,326
	2 老 人 福 祉 費	56,906,831
	3 生 活 保 護 費	92,630,936
	4 国 民 年 金 費	891,076
	5 国 民 健 康 保 険 費	26,534,256
	6 介 護 保 険 費	26,670,555
	7 公 衆 衛 生 費	10,219,496
	8 環 境 衛 生 費	3,711,776
	9 保 健 所 費	8,949,472
	10 衛 生 研 究 所 費	496,509
4 子 ど も 青 少 年 費		151,363,256
	1 子 ど も 青 少 年 費	151,363,256
5 環 境 費		38,612,134
	1 環 境 保 全 費	5,399,548
	2 環 境 事 業 費	33,212,586
6 市 民 経 済 費		100,741,804

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	2, 233, 112
	2 区 役 所 費	15, 281, 455
	3 産 業 費	81, 991, 684
	4 工 業 研 究 所 費	1, 235, 553
7 観 光 文 化 交 流 費		11, 291, 881
	1 観 光 交 流 費	3, 299, 244
	2 文 化 交 流 費	4, 944, 913
	3 名 古 屋 城 費	3, 047, 724
8 緑 政 土 木 費		63, 651, 872
	1 土 木 管 理 費	7, 867, 734
	2 道 路 橋 り よ う 費	22, 106, 285
	3 街 路 費	7, 609, 601
	4 治 水 費	5, 796, 548
	5 緑 政 費	18, 907, 898
	6 農 政 費	1, 363, 806
9 住 宅 都 市 費		53, 134, 437
	1 都 市 計 画 費	26, 776, 340
	2 住 宅 費	26, 358, 097
10 消 防 費		27, 542, 996
	1 消 防 費	27, 542, 996
11 教 育 費		81, 058, 891
	1 教 育 総 務 費	10, 850, 360
	2 小 学 校 費	23, 156, 048
	3 中 学 校 費	8, 957, 497
	4 高 等 学 校 費	11, 323, 036
	5 幼 稚 園 費	1, 699, 685
	6 特 別 支 援 学 校 費	734, 534

款	項	金 額 千円
	7 大 学 費	8,469,459
	8 私 学 振 興 費	3,856,447
	9 生 涯 学 習 費	8,293,756
	10 体 育 費	3,718,069
12 公 債 費		132,550,428
	1 公 債 費	132,550,428
13 諸 支 出 金		56,432,960
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	56,432,960
14 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		1,085,601,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額 千円
8 緑 政 土 木 費	1 土 木 管 理 費	道路の復旧	30,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	道路・橋りよの整備	800,000
	3 街 路 費	街路の整備	1,300,000
	4 治 水 費	河川・排水路の整備	900,000
	5 緑 政 費	公園の整備	300,000
9 住 宅 都 市 費	1 都 市 計 画 費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	500,000
	2 住 宅 費	市営住宅の建設	500,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
市役所東庁舎の自動火災報知設備更新工事	平成29年度	190,000
同報無線の整備	平成29年度	1,650,000
障害者スポーツセンターの電気設備改修工事	平成29年度	53,000
中央看護専門学校 of 電気設備改修工事	平成29年度	29,000
八事斎場の空調設備改修工事	平成29年度	39,000
名東保健所の電気設備等改修工事	平成29年度	14,000
保健所非常用発電機の整備	平成29年度	460,000
旧子ども会中津川キャンプ場の解体工事	平成29年度	247,000
西部地域療育センターの空調設備改修工事	平成29年度	44,000
環境科学調査センターの電気設備改修工事	平成29年度	88,000
北名古屋工場の建設事業履行確認等支援業務委託	平成29年度 から 平成32年度 まで	45,000
富田工場工場棟改修に係る設計監理支援業務委託	平成29年度 から 平成31年度 まで	39,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
富田北地域センターの改修工事	平成29年度	22, 000
富田北プール等改修の設計	平成29年度	15, 000
中村区役所の外壁改修工事	平成29年度	18, 000
名東区役所の電気設備等改修工事	平成29年度	60, 000
区役所非常用発電機の整備	平成29年度	392, 000
苗代コミュニティセンターの建設	平成29年度	81, 000
国際展示場第1展示館移転改築等事業者選定支援業務委託	平成29年度	7, 000
国際会議場のエレベーター更新工事	平成29年度	223, 000
公会堂の改修工事	平成29年度 から 平成30年度 まで	4, 900, 000
市民御岳休暇村セントラル・ロッジの衛生設備等改修工事	平成29年度	135, 000
金シャチ横丁の事業用地舗装等工事	平成29年度	78, 000
舗装道の補修	平成29年度	600, 000
側溝改良	平成29年度	60, 000
笠寺橋の耐震補強	平成29年度	525, 000
運河橋の改築	平成29年度	370, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
正江橋の建設	平成29年度	340,000
中川橋の改築	平成29年度	230,000
戸田川排水機場のポンプ設備改修工事	平成29年度	208,000
排水施設整備	平成29年度	100,000
船見ポンプ所の電気設備更新工事	平成29年度	250,000
東山総合公園事務所の空調設備改修工事	平成29年度	36,000
東山動植物園温室前館の耐震改修工事	平成29年度 から 平成31年度 まで	780,000
金城ふ頭駐車場管制機器の譲り受け	平成29年度 から 平成38年度 まで	415,000 外に利息相当額
市営住宅の建設	平成29年度 から 平成30年度 まで	2,204,000
市営住宅の耐震改修工事	平成29年度	159,000
瑞穂消防署のリニューアル改修工事	平成29年度 から 平成30年度 まで	544,000
小学校校舎の増築	平成29年度	297,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
小学校の空調設備改修工事	平成29年度	330,000
中学校の外構改修工事	平成29年度	77,000
中学校の空調設備改修工事	平成29年度	90,000
歴史の里展示収蔵施設の整備	平成29年度 から 平成30年度 まで	761,000
博物館のエレベーター更新工事	平成29年度	168,000
科学館のエレベーター更新工事	平成29年度	304,000
美術館のエレベーター更新工事	平成29年度	188,000
美術館の外構等改修工事	平成29年度	153,000
総合体育館の外壁改修工事	平成29年度	117,000
瑞穂公園体育館建設の設計	平成29年度	55,000
瑞穂公園ラグビー場の外壁改修工事	平成29年度	43,000
瑞穂公園野球場防球ネットの整備	平成29年度	90,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
名古屋市土地開発公社の事業資金借入金に対する債務保証 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成34年度 まで	34,000,000 外に利息相当額	平成28年度 から 平成35年度 まで	31,000,000 外に利息相当額
民間社会福祉施設整備資金融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 139,000千円を限度として補償する。	平成28年度 から 平成30年度 まで	金融機関が資金の貸付を行うにあたり当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 61,000千円を限度として補償する。
都市型工業団地3号団地建設に係る名古屋産業振興公社の愛知県からの中小企業高度化資金借入に対する損失補償 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 342,000千円を限度として補償する。	平成28年度 から 平成31年度 まで	愛知県が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 271,000千円を限度として補償する。
名古屋まちづくり公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 706,180千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成28年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 493,660千円及び利息相当額を限度として補償する。
大曽根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 760千円を限度として補償する。	平成28年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 710千円を限度として補償する。

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,794,764千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成28年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 2,439,368千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成48年度 まで	261,088,000 外に利息相当額	平成28年度 から 平成49年度 まで	271,628,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成47年度 まで	91,324,000	平成28年度 から 平成48年度 まで	81,088,000
名古屋市住宅供給公社の事業資金借入金に対する損失補償 (平成27年第1号議決)	平成27年度 から 平成34年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,615,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成28年度 から 平成35年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、 3,445,000千円及び利息相当額を限度として補償する。
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成26年第1号議決)	平成27年度 から 平成36年度 まで	484,004 外に利息等相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	484,004 外に利息等相当額
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成27年第1号議決)	平成28年度 から 平成37年度 まで	484,012 外に利息等相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	484,012 外に利息等相当額
公共用地先行取得(財政局所管分) (平成18年第22号議決)	平成19年度 から 平成28年度 まで	743,000 外に利息等相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	621,373 外に利息等相当額

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	241, 000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	63, 000			
社会福祉施設整備費	195, 000			
老人福祉施設整備費	888, 000			
公衆衛生施設整備費	226, 000			
霊園斎場整備費	20, 000			
保健所整備費	18, 000			
子ども青少年施設整備費	922, 000			
環境保全施設整備費	62, 000			
廃棄物処理施設整備費	1, 997, 000			
市民活動施設整備費	7, 000			
区役所整備費	1, 136, 000			
地域振興施設整備費	176, 000			
産業施設整備費	15, 000			
工業研究所整備費	23, 000			
観光交流施設整備費	347, 000			
文化交流施設整備費	526, 000			
名古屋城整備費	16, 000			
公共土木事業費	22, 189, 000			
公園緑地整備費	4, 922, 000			
農業振興施設整備費	77, 000			
住宅建設費	3, 348, 000			
消防施設整備費	560, 000			
教育センター整備費	243, 000			
義務教育施設整備費	4, 508, 000			
高等学校整備費	394, 000			
生涯学習施設整備費	508, 000			
体育施設整備費	287, 000			
高速道路建設資金貸付金	210, 000			
高速道路事業出資金	81, 000			
市立大学施設整備補助金	100, 000			
市立大学施設整備資金貸付金	1, 124, 000			
病院事業出資金	188, 000			
高速度鉄道事業補助金	423, 000			
高速度鉄道事業出資金	2, 066, 000			
臨時財政対策債	20, 000, 000			
計	68, 106, 000			

特 別 会 計

平成 28 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

平成 28 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 245,492,129 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		218,957,872
	1 保 険 料	50,348,394
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	44,737,272
	4 療 養 給 付 費 交 付 金	3,235,331
	5 前 期 高 齢 者 交 付 金	47,700,031
	6 県 支 出 金	12,013,009
	7 共 同 事 業 交 付 金	60,570,071
	8 諸 収 入	353,763
2 繰 入 金		26,534,256
	1 他 会 計 繰 入 金	26,534,256
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		245,492,129

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		245,472,129
	1 事 業 費	245,472,129
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		245,492,129

平成 28 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

平成 28 年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,232,143 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		25,142,574
	1 保険料	24,437,240
	2 手数料	1
	3 国庫支出金	1,200
	4 諸収入	704,133
2 繰入金		25,089,568
	1 他会計繰入金	25,089,568
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入	合 計	50,232,143

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		50,212,143
	1 事業費	50,212,143
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出	合 計	50,232,143

平成 28 年度名古屋市介護保険特別会計予算

平成 28 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 177,711,321 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 収 入		150,314,507
	1 保 険 料	39,074,953
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	39,291,021
	4 支 払 基 金 交 付 金	47,254,991
	5 県 支 出 金	24,683,793
	6 諸 収 入	9,748
2 繰 入 金		26,848,679
	1 他 会 計 繰 入 金	26,848,679
3 繰 越 金		548,135
	1 繰 越 金	548,135
歳 入 合 計		177,711,321

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 険 費		177,691,321
	1 事 業 費	177,143,187
	2 他 会 計 繰 出 金	548,134
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		177,711,321

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	平成29年度 から 平成33年度 まで	754, 000
介護保険事業所の指定及び指導事務委託	平成29年度 から 平成33年度 まで	275, 000

平成 28 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 28 年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,319,236 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		696,236
	1 事 業 収 入	696,236
2 繰 入 金		181,000
	1 他 会 計 繰 入 金	181,000
3 繰 越 金		80,000
	1 繰 越 金	80,000
4 市 債		362,000
	1 市 債	362,000
歳 入 合 計		1,319,236

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,319,236
	1 事 業 費	1,319,236
歳 出 合 計		1,319,236

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付金	362,000	普 通 貸 借	無 利 子	母子及び父子並びに寡婦福祉法に定めるところにより償還する。

平成 28 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

平成 28 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,099,533 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,455,273
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,670,304
	2 財 産 収 入	75
	3 繰 入 金	486,536
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	495,357
	6 市 債	803,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,644,260
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	492,443
	2 繰 入 金	2,247,833
	3 繰 越 金	1
	4 諸 収 入	887,983
	5 市 債	16,000
歳 入 合 計		8,099,533

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,455,273
	1 事 業 費	2,201,189
	2 整 備 費	842,094
	3 他 会 計 繰 出 金	1,411,890
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3,644,260
	1 市 場 費	1,802,708
	2 と 畜 場 費	952,986
	3 他 会 計 繰 出 金	888,466
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		8,099,533

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果卸棟の消火設備改修工事	平成29年度	58,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (平成27年第6号議決)	平成27年度 から 平成30年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	平成28年度 から 平成31年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	803,000 16,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	819,000			

平成 28 年度名古屋市土地区画整理組合
貸 付 金 特 別 会 計 予 算

平成 28 年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 150,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 事業収入		100,000
	1 貸付金収入	100,000
2 市 債		50,000
	1 市 債	50,000
歳 入 合 計		150,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 土地区画整理組合貸付金		150,000
	1 事業費	100,000
	2 他会計繰出金	50,000
歳 出 合 計		150,000

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土地区画整理組合貸付金	50,000	普 通 貸 借	無 利 子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。

平成 28 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

平成 28 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,157,989 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		229,506
	1 国庫支出金	86,144
	2 諸収入	143,362
2 繰入金		823,483
	1 他会計繰入金	823,483
3 市債		105,000
	1 市債	105,000
歳 入 合 計		1,157,989

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		1,157,989
	1 事業費	313,638
	2 他会計繰出金	844,351
歳 出 合 計		1,157,989

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	105,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 28 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

平成 28 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,702,723 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		975,258
	1 使 用 料	461,619
	2 他 会 計 繰 入 金	513,639
2 公 園 整 備 事 業 収 入		727,465
	1 他 会 計 繰 入 金	321,465
	2 市 債	406,000
歳 入 合 計		1,702,723

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		975,258
	1 事 業 費	92,036
	2 他 会 計 繰 出 金	883,222
2 公 園 整 備 事 業 費		727,465
	1 事 業 費	583,257
	2 他 会 計 繰 出 金	144,208
歳 出 合 計		1,702,723

第 2 表 債務負担行為

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
墓地公園用地の取得 (平成26年第10号議決)	平成27年度 から 平成36年度 まで	20,271 外に利息等相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	20,271 外に利息等相当額
墓地公園用地の取得 (平成27年第9号議決)	平成28年度 から 平成37年度 まで	16,574 外に利息等相当額	平成29年度 から 平成35年度 まで	16,574 外に利息等相当額

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	406,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

平成 28 年度名古屋市基金特別会計予算

平成 28 年度名古屋市基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 114,006,229 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金 収 入		135,400
	1 基 金 収 入	746
	2 繰 入 金	113,710
	3 基 金 積 戻 金	20,943
	4 繰 越 金	1
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金 収 入		648,945
	1 基 金 収 入	12,643
	2 繰 入 金	293,152
	3 基 金 積 戻 金	343,149
	4 繰 越 金	1
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金 収 入		5,121
	1 基 金 収 入	120
	2 繰 入 金	5,000
	3 繰 越 金	1
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金 収 入		654,027
	1 基 金 収 入	8,187
	2 繰 入 金	76,000
	3 基 金 積 戻 金	569,839
	4 繰 越 金	1
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金 収 入		50,686
	1 基 金 収 入	3,349
	2 繰 入 金	3,000
	3 基 金 積 戻 金	44,336
	4 繰 越 金	1
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金 収 入		8,819

款	項	金 額 千円
	1 基 金 収 入	6,818
	2 繰 入 金	2,000
	3 繰 越 金	1
7 大規模施設整備積立 基金 収 入		5,378,163
	1 基 金 収 入	15,497
	2 繰 入 金	581,647
	3 基 金 積 戻 金	4,781,018
	4 繰 越 金	1
8 高速度鉄道建設積立 基金 収 入		133
	1 基 金 収 入	132
	2 繰 越 金	1
9 環境保全基金収入		3,504
	1 基 金 収 入	2,503
	2 繰 入 金	1,000
	3 繰 越 金	1
10 中区役所等管理基金収入		56,759
	1 基 金 収 入	2,969
	2 基 金 積 戻 金	53,789
	3 繰 越 金	1
11 介護給付費準備基金収入		733,417
	1 基 金 収 入	7,158
	2 繰 入 金	548,134
	3 基 金 積 戻 金	178,124
	4 繰 越 金	1
12 震災対策事業基金収入		633,820
	1 基 金 収 入	10,885
	2 繰 入 金	1,000

款	項	金 額 千円
	3 基 金 積 戻 金	621,934
	4 繰 越 金	1
13 区まちづくり基金収入		16,001
	1 基 金 収 入	1
	2 繰 入 金	16,000
14 公債償還基金収入		105,627,145
	1 基 金 収 入	992,542
	2 繰 入 金	48,991,513
	3 基 金 積 戻 金	55,643,089
	4 繰 越 金	1
15 財政調整基金収入		54,289
	1 基 金 収 入	54,288
	2 繰 越 金	1
歳 入 合 計		114,006,229

歳 出

款	項	金 額 千円
1 教 育 基 金		135,400
	1 他 会 計 繰 出 金	21,690
	2 積 立 金	113,710
2 住 宅 敷 金 積 立 基 金		648,945
	1 他 会 計 繰 出 金	355,793
	2 積 立 金	293,152
3 名 古 屋 城 整 備 積 立 基 金		5,121
	1 積 立 金	5,121
4 名 古 屋 城 本 丸 御 殿 積 立 基 金		654,027
	1 他 会 計 繰 出 金	569,839
	2 積 立 金	84,188
5 文 化 振 興 事 業 積 立 基 金		50,686
	1 他 会 計 繰 出 金	47,686
	2 積 立 金	3,000
6 国 際 交 流 事 業 積 立 基 金		8,819
	1 他 会 計 繰 出 金	6,819
	2 積 立 金	2,000
7 大 規 模 施 設 整 備 積 立 基 金		5,378,163
	1 他 会 計 繰 出 金	4,781,018
	2 積 立 金	597,145
8 高 速 度 鉄 道 建 設 積 立 基 金		133
	1 積 立 金	133
9 環 境 保 全 基 金		3,504
	1 他 会 計 繰 出 金	2,504
	2 積 立 金	1,000
10 中 区 役 所 等 管 理 基 金		56,759

款	項	金 額 千円
	1 他 会 計 繰 出 金	56,759
11 介 護 給 付 費 準 備 基 金		733,417
	1 他 会 計 繰 出 金	178,124
	2 積 立 金	555,293
12 震 災 対 策 事 業 基 金		633,820
	1 他 会 計 繰 出 金	621,934
	2 積 立 金	11,886
13 区 ま ち づ く り 基 金		16,001
	1 積 立 金	16,001
14 公 債 償 還 基 金		105,627,145
	1 他 会 計 繰 出 金	55,643,089
	2 積 立 金	49,984,056
15 財 政 調 整 基 金		54,289
	1 積 立 金	54,289
歳 出	合 計	114,006,229

平成 28 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

平成 28 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,068,116 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		13,078,945
	1 繰 入 金	6,951,357
	2 振 替 収 入	4,006,588
	3 市 債	2,121,000
2 都市開発用地取得資金収入		1,989,170
	1 繰 入 金	845,290
	2 振 替 収 入	812,880
	3 市 債	331,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		15,068,116

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		13,078,746
	1 取 得 費	2,121,903
	2 他 会 計 繰 出 金	10,956,843
2 都市開発用地取得費		1,989,170
	1 取 得 費	334,000
	2 他 会 計 繰 出 金	1,655,170
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		15,068,116

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	2,121,000 331,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	2,452,000			

平成 28 年度名古屋市公債特別会計予算

平成 28 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 524,521,262 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		215,813,000
	1 公 債	215,813,000
2 繰 入 金		308,668,260
	1 他 会 計 繰 入 金	308,668,260
3 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
4 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		524,521,262

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		115,120,000
	1 起 債 額 繰 出	115,120,000
2 公 債 費		409,401,262
	1 公 債 償 還 金	360,055,939
	2 公 債 事 務 費	941,063
	3 他 会 計 繰 出 金	48,404,260
歳 出 合 計		524,521,262

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	100,693,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

公 営 企 業 会 計

平成 28 年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画

	年間入院患者数	年間外来患者数
東部医療センター	156,950 人 (1 日 430 人)	237,168 人 (1 日 976 人)
西部医療センター	164,250 人 (1 日 450 人)	279,450 人 (1 日 1,150 人)
緑 市 民 病 院	60,225 人 (1 日 165 人)	103,200 人 (1 日 351 人)
計	381,425 人 (1 日 1,045 人)	619,818 人 (1 日 2,477 人)

(2) 主要な建設改良事業 東部医療センター病棟の改築

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	東部医療センター収益	15,281,257
第 1 項	医 業 収 益	13,489,735
第 2 項	医 業 外 収 益	1,790,522
第 3 項	特 別 利 益	1,000
第 2 款	西部医療センター収益	17,824,821
第 1 項	医 業 収 益	15,517,188
第 2 項	医 業 外 収 益	2,305,633
第 3 項	特 別 利 益	2,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 収 益	573,571
第 1 項	医 業 収 益	11,195

		千円
第 2 項	医 業 外 収 益	358,657
第 3 項	特 別 利 益	203,719
収 入	合 計	33,679,649

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター費	15,988,151
第 1 項	医 業 費 用	15,880,214
第 2 項	医 業 外 費 用	102,937
第 3 項	特 別 損 失	5,000
第 2 款	西部医療センター費	18,099,623
第 1 項	医 業 費 用	17,608,484
第 2 項	医 業 外 費 用	485,139
第 3 項	特 別 損 失	6,000
第 3 款	緑 市 民 病 院 費	513,451
第 1 項	医 業 費 用	486,434
第 2 項	医 業 外 費 用	26,017
第 3 項	特 別 損 失	1,000
第 4 款	予 備 費	1,000
第 1 項	予 備 費	1,000
支 出	合 計	34,602,225

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,982,103 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

		千円
第 1 款	東部医療センター資本収入	1,506,586
第 1 項	企 業 債	779,000
第 2 項	出 資 金	188,000

		千円
第 3 項	一般会計補助金	534,584
第 4 項	基金収入	2
第 5 項	その他資本収入	5,000
第 2 款	西部医療センター資本収入	669,703
第 1 項	企業債	61,000
第 2 項	一般会計補助金	593,699
第 3 項	基金収入	4
第 4 項	その他資本収入	15,000
第 3 款	緑市民病院資本収入	249,662
第 1 項	企業債	100,000
第 2 項	一般会計補助金	147,749
第 3 項	その他資本収入	1,913
収 入	合 計	2,425,951

支 出

		千円
第 1 款	東部医療センター資本支出	1,985,475
第 1 項	建設改良費	1,069,272
第 2 項	償還金	911,201
第 3 項	投資	5,002
第 2 款	西部医療センター資本支出	3,085,895
第 1 項	建設改良費	295,768
第 2 項	償還金	1,449,123
第 3 項	他会計借入金返還金	1,331,000
第 4 項	投資	10,004
第 3 款	緑市民病院資本支出	336,684
第 1 項	建設改良費	100,000
第 2 項	償還金	236,684
支 出	合 計	5,408,054

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとお

りと定める。

事 項	期 間	限 度 額
東部医療センター病棟の 改築	平成 29 年度から平成 31 年度まで	14,273,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	病院事業整備費にあてるため
限 度 額	940,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、4,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 救急医療経費、保健衛生行政経費、陽子線治療料減免及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、745,343 千円、66,488 千円、31,200 千円及び 51,890 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、3,012,184 千円及び 1,276,032 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 整備費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、188,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,600,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第13条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類		名 称	数 量
取得する資産	医療機械器具	磁気共鳴断層診断装置	1 台

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 28 年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 281,050,000 立方メートル
(1日 770,000 立方メートル)

給水戸数 1,276,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 第4次水道基幹施設整備及び第4次配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款	水 道 事 業 収 益	49,450,503
第 1 項	營 業 収 益	48,417,092
第 2 項	營 業 外 収 益	990,283
第 3 項	特 別 利 益	43,128

支出

千円

第 1 款	水 道 經 營 費	48,757,503
第 1 項	營 業 費 用	41,261,225
第 2 項	營 業 外 費 用	7,436,278
第 3 項	特 別 損 失	50,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,577,050千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,853,539
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	152,000
第3項	県補助金	229,829
第4項	他会計貸付金返還金	134,385
第5項	基金収入	4,666
第6項	基金繰入金	18,153
第7項	その他資本収入	1,814,506

支 出		千円
第1款	資本的支出	25,430,589
第1項	建設改良費	18,358,586
第2項	償還金	7,067,337
第3項	投資	4,666

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設建設	平成29年度から平成32年度まで	8,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 第4次水道基幹施設整備費にあてるため

限 度 額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,500,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、49,370 千円、105,640 千円及び 65,196 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、152,000 千円である。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 28 年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画 給 水 量 年間 22,484,000 立方メートル

(1 日 61,600 立方メートル)

事業所数 109 力所

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收入

千円

第 1 款 工業用水道事業収益 1, 004, 107

第 1 項	營 業 収 益	877,936
-------	---------	---------

第2項	營業外收益	125,671
-----	-------	---------

第 3 項 特 別 利 益 500

支出

千円

第 1 款 工業用水道經營費 999,107

第 1 項	營 業 費 用	921,614
-------	---------	---------

第 2 項 營 業 外 費 用 75,993

第 3 項 特 別 損 失 500

第 4 項	予	備	費	1,000
-------	---	---	---	-------

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 532,181 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的收入	37,003
第1項	出資金	2,486
第2項	その他資本収入	34,517

支 出		千円
第1款	資本的支出	569,184
第1項	建設改良費	432,066
第2項	償還金	2,733
第3項	他会計借入金返還金	134,385

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設建設	平成 29 年度	100,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
320 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,486 千円である。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

平成 28 年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 28 年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 28,993 ヘクタール(15水処理センター、42ポンプ所)
処理水量 年間432,671,000 立方メートル
(1日 1,185,400 立方メートル)
水洗便所の改造 1,200 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第 1 款	下水道事業収益	74,634,979
第 1 項	営業収益	69,685,653
第 2 項	営業外収益	4,940,838
第 3 項	特別利益	8,488
支 出		千円
第 1 款	下水道経営費	74,117,979
第 1 項	営業費用	63,267,397
第 2 項	営業外費用	10,810,582
第 3 項	特別損失	30,000
第 4 項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額38,269,679千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額3,298千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	29,144,923
第1項	企 業 債	18,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	10,307,000
第3項	そ の 他 資 本 収 入	797,025
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	40,898

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	67,411,304
第1項	建 設 改 良 費	38,103,929
第2項	償 還 金	29,269,775
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	37,600

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下 水 道 建 設	平成29年度から平成32年度まで	40,000,000千円
汚泥処理場運転管理委託	平成29年度から平成31年度まで	622,000千円
下水汚泥固形燃料化施設の整備・運営	平成29年度から平成52年度まで	21,950,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限度額	18,012,000 千円		
	下水道事業建設費	18,000,000 千円	
	水洗便所改造資金貸付金	12,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、31,380,593 千円、3,459,257 千円、27,415 千円、89,285 千円、30,000 千円、23,000 千円及び 65,199 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,455 千円である。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 28 年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	902 両
	運 転 キ ロ	年間	35,952,500 キロメートル
		(1 日	98,500 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	123,771,500 人
		(1 日	339,100 人)

(2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
		千円		
第 1 款	自動車運送事業収益			25,275,687
第 1 項	営 業 収 益			21,479,795
第 2 項	営 業 外 収 益			3,664,444
第 3 項	特 別 利 益			131,448

		支 出	千円
第 1 款	自動車運送事業費		23,928,635
第 1 項	営 業 費 用		23,471,676
第 2 項	営 業 外 費 用		446,959
第 3 項	予 備 費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,959,942千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	2,378,688
第1項	企業債	1,347,000
第2項	出資金	1,000,000
第3項	一般会計補助金	9,675
第4項	その他資本収入	22,013

支 出		千円
第1款	資本的支出	4,338,630
第1項	建設改良費	1,401,050
第2項	企業債償還金	927,580
第3項	借入金返還金	2,000,000
第4項	予備費	10,000

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限度額	1,347,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還

又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、133,299千円である。

(他会計からの補助金)

第9条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、905,678千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,027,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、345,453千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、142,488千円である。
- 5 バリアフリー化設備の整備にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、9,675千円である。

(他会計からの出資金)

第10条 経営基盤の強化にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、500,000千円である。

- 2 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を

受ける金額は、500,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,900,000 千円と定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

平成 28 年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経 営 計 画	最多運転車両数	1 日	674 両 (116 編成)
	運 転 キ ロ	年間	69,240,500 キロメートル
		(1 日	189,700 キロメートル)
	乗 車 人 員	年間	465,959,000 人
		(1 日	1,276,600 人)

(2) 主要な建設改良事業 車両購入及び駅施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費 10,582,044 千円の財源の一部にあてるため、企業債（資本費負担緩和分）2,895,000 千円を借り入れる。

收入

千円

第 1 款	高速度鉄道事業収益	99,796,819
第 1 項	営 業 収 益	86,586,006
第 2 項	営 業 外 収 益	12,978,055
第 3 項	特 別 利 益	232,758

支出

千円

第 1 款	高速度鉄道事業費	87,509,140
第 1 項	営業費用	73,079,558

千円

第 2 項	営 業 外 費 用	14, 419, 582
第 3 項	予 備 費	10, 000

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額（高速度鉄道事業特例債 3, 070, 000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 44, 619, 566 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	21, 194, 990
第 1 項	企 業 債	16, 126, 000
第 2 項	出 資 金	2, 066, 000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	1, 000, 000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1, 391, 160
第 5 項	国 庫 補 助 金	481, 594
第 6 項	県 補 助 金	30, 000
第 7 項	そ の 他 資 本 収 入	100, 236

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	62, 744, 556
第 1 項	建 設 改 良 費	12, 209, 446
第 2 項	企 業 債 償 還 金	50, 025, 110
第 3 項	出 資 金	500, 000
第 4 項	予 備 費	10, 000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	平成 29 年度から平成 30 年度まで	5,000,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費、元金償還及び利子支払にあてるため	
限 度 額	19,021,000 千円	
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費	9,042,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 資 本 費 平 準 化 債	4,014,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債	3,070,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	2,895,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、36,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、

214,990 千円とする。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、7,496,000 千円及び 356,344 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、740,933 千円である。

3 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,609,741 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,066,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300,000 千円と定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

名古屋市長 河 村 た か し

